

特定非営利活動法人

外国人看護師・介護福祉士教育支援組織定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区東雪谷三丁目20番7号 ワヨレット雪谷202に置く。

(目的)

第3条 この法人は、外国人に対して、日本語及び国家試験対策学習への教育支援、看護・介護教育支援、異文化交流に関する事業を行い、国際的文化・技術の交流と協力、相互理解及び国際親善に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 外国人の日本語学習及び国家試験対策学習支援事業
- (2) 外国人の看護・介護教育支援事業
- (3) 外国人の日本文化の理解促進に関する事業
- (4) 外国人の日本社会への適応に関する事業
- (5) 外国人の教育支援事業を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業

(6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人以上3人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は、理事会において、監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、監事は総会の議決により、理事は理事会においてこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び決算

(5) 監事の選任及び解任

(6) 解散における残余財産の帰属

- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(当該庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならないものを除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

い。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	青野 淳子
副代表理事	後藤 修司
理事	石館 光三
理事	田島 美和
理事	田甫 桂三
理事	樋口 聰美
理事	廣田三佳子
監事	澁谷 皓

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年5月31日までとする。

4 この法人の当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員（個人・団体）	2,000円
	賛助会員（個人・団体）一口	1,000円（一口以上）
	学生会員	0円

附則

この定款は、平成25年9月22日から施行する。

附則

この定款は、令和8年1月31日から施行する。

附則

この定款は、 年 月 日から施行する。

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

1 事業実施の方針

- ①当法人「介護奨学生プログラム」により来日した在留学生19名と面談し、また彼らが介護福祉士として勤務する施設を訪問し、情報収集及び課題の発見とその解決に努める。
- ②タイビン医療短大看護科学生に対する日本語教育を支援する。タイビン地域の小学生から社会人までを対象とした日本語学習講座を開講（4～12月）し、将来の来日者育成を目指す。日本語学習をとおして日本文化にもふれてもらう。日本文化体験イベントとして例年好評の「浴衣を着てみませんか」を開催する。
- ③ベトナム高齢社会を支える看護・介護人材の育成支援として、健康寿命延伸に有効とされる体操の指導者を養成する。そのための実践・指導講座を開講する。対象は、タイビン医療短大教職員、付属病院職員、看護科学生、タイビン地域高齢者である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,495 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)外国人の日本語学習及び国家試験対策学習支援事業	ベトナムにおける日本語教育支援	令和8年4月～令和9年3月	タイビン医療短大、法人事務所	3名	タイビン医療短大看護科学生 タイビン地域の住民	10名 75名	800
(2)外国人の介護・介護教育支援事業	看護・介護教育支援	令和8年4月～令和9年3月	未定	3名	法人会員など	不特定多数	10
(3)外国人の日本文化理解促進に関する事業	日本文化体験イベント ・浴衣を着てみませんか ・ロコモ体操の実践指導	令和8年4月	タイビン医療短大	4名	タイビン医療短大學生、タイビン地域住民	不特定多数	400
(4)外国人研修生の日本社会への適応に関する事業	外国人看護師・介護福祉士及び候補者、受け入れ施設担当者との面談	令和8年4月～令和9年3月	東京、岐阜、和歌山の施設など	3名	在留学生、介護施設	20名他 不特定多数	265
(5)外国人の教育支援を目的とする情報交換及びネットワークの構築事業	ベトナム及びミャンマーの送り出し機関との情報交換	令和8年4月～令和9年3月	法人事務所、ハノイの施設	1名	ベトナム・ミャンマーの人材に興味を持つ人	不特定多数	10

(6)その他目的を達成するために必要な事業	未定	令和8年4月～令和9年3月					10
-----------------------	----	---------------	--	--	--	--	----

(2) その他の事業 なし

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし					

令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

1 事業実施の方針

- ①当法人「介護奨学生プログラム」により来日した在留学生19名と面談し、また彼らが介護福祉士として勤務する施設を訪問し、情報収集及び課題の発見とその解決に努める。
- ②タイビン医療短大看護科学生に対する日本語教育を支援する。タイビン地域の小学生から社会人までを対象とした日本語学習講座を開講（4～12月）し、将来の来日者育成を目指す。日本語学習をとおして日本文化にもふれてもらう。日本文化体験イベントとして例年好評の「浴衣を着てみませんか」を開催する。
- ③ベトナム高齢社会を支える看護・介護人材の育成支援として、ワークショップを開催する。テーマは「高齢者とのコミュニケーション技術」、対象はタイビン医療短大看護科学生、教員、病院スタッフなど。日本の介護福祉士養成校で使用されている教科書を参考にしてわかりやすいテキスト（ベトナム語）を作成する。これにより、近い将来タイビン医療短大が付属病院に開設予定のデイサービスやデイケアに従事する人材育成を支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,741】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 外国人の日本語学習及び国家試験学習支援事業	ベトナムにおける日本語教育支援	令和9年4月～令和10年3月	タイビン医療短大、法人事務所	3名	タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科学生、タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科学生、タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科学生	10名 75名	641
(2) 外国人の看護・介護教育支援事業	ワークショップ「高齢者とのコミュニケーション技術」の開催	令和9年4月	タイビン医療短大	7名	タイビン医療短大付属病院のタイビン医療短大看護科学生、タイビン医療短大看護科教員、タイビン医療短大看護科スタッフ	40名	500
(3) 外国人の日本文化理解促進に関する事業	日本文化体験イベント・浴衣を着てみませんか	令和9年4月	タイビン医療短大	4名	タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科学生、タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科教員、タイビン地域のタイビン在住のタイビン医療短大看護科スタッフ	不特定多数	330
(4) 外国人の日本社会適応に関する事業	外国人看護師・介護福祉士及び候補者、受け入れ施設担当者との面談	令和9年4月～令和10年3月	東京、岐阜、和歌山、山梨など	3名	在留外国人、在留外国人の施設	20名他不特定多数	250

(5) 外国人の教育支援を目的とする交換ネットワーク構築事業	ベトナム及びミャンマーの送し出し機関との情報交換	令和9年4月～令和10年3月	法人事務所、ハノイの施設	1名	ベトナム・ミャンマーの興味を持つ人材を	不特定多数	10
(6) その他目的を達成するために必要な事業							10

(2) その他の事業 なし

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし					

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			220,000
正会員受取会費		70,000	
賛助会員受取会費		150,000	
2 受取寄附金			250,000
受取寄附金		250,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			500,000
受取補助金		500,000	
4 事業収益			0
事業収益		0	
事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			970,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			1,495,000
諸謝金		250,000	
会議費		20,000	
旅費交通費		750,000	
通信運搬費		80,000	
資料費		220,000	
事務消耗品費		70,000	
会場使用経費		30,000	
渉外費		70,000	
雑費		5,000	
事業費計			1,495,000
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			580,000
諸謝金		110,000	
印刷製本費		6,000	
会議費		3,000	
旅費交通費		3,000	
通信運搬費		300,000	
資料費		6,000	
事務消耗品費		11,000	
研修費		30,000	
公告宣伝費		110,000	
雑費		1,000	
管理費計			580,000
経常費用計			2,075,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			-1,105,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-1,105,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③-④+⑤			-1,105,000

令和9年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			190,000
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	130,000		
2 受取寄附金			250,000
受取寄附金	250,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			500,000
受取補助金	500,000		
4 事業収益			0
事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経常収益計			940,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			
諸謝金	327,000		
印刷製本費	10,000		
会議費	54,000		
旅費交通費	1,100,000		
通信運搬費	40,000		
資料費	20,000		
事務消耗品費	20,000		
会議費	50,000		
渉外費	115,000		
雑費	5,000		
事業費計			1,741,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			600,000
諸謝金	110,000		
印刷製本費	6,000		
会議費	3,000		
旅費交通費	3,000		
通信運搬費	320,000		
資料費	6,000		
事務消耗品費	11,000		
研修費	30,000		
公告宣伝費	110,000		
雑費	1,000		
管理費計			600,000
経常費用計			2,341,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			-1,401,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			-1,401,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			-1,401,000